

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報開示請求

令和3年12月14日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「私と県（農林水産部阿南）次長、職員にNPO法人〇〇が委託（R3〇〇〇業務）で、特定廃棄物の許可がない件、桜の木踏みたおした件、消火器の処理のマニフェストの件で、R〇.〇/〇 TEL回答した経緯経過が分かる関係書類全部」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和3年12月28日、実施機関は、本件請求に対して「当該書類を作成し、又は取得しておらず、文書が存在しないため。」として、旧条例第20条第3項の規定により個人情報開示請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知している。

3 審査請求

令和4年1月21日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和6年2月21日、実施機関は、旧条例第42条及び徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年徳島県条例第16条）附則第7項の規定に基づき、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「県の枉法行為を確認した為。」と記載されている。

2 審査請求の理由

「県は、R〇.〇.〇日 職員との確認の中で、次長が写真のコピーは、公文書でないと回答したので、あるのを確認しているので出せ。」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件決定の理由については次のとおりで

ある。

本件請求は、旧条例第15条第2号に該当するものと判断し、旧条例第20条第3項に基づき開示請求拒否の決定を行ったものである。

審査請求人が請求した「R〇. 〇/〇日 TEL回答した経緯経過が分かる関係書類」とは、実施機関が職務権限を有し、かつ南部総合県民局農林水産部<阿南>の所管事務に関する事柄について、審査請求人との電話対応に関連して作成又は取得した公文書等であると解釈した。

しかしながら、「R〇. 〇. 〇日 TEL回答」とは、審査請求人からの一方的な問合せについて、電話対応したものであり、何らかの対応や回答を約束したのではなく、この電話対応の内容に関して、新たに公文書を作成又は取得した事実はないことから、本件処分を行った。

また、審査請求人は「R〇. 〇. 〇日、職員との確認の中で、次長が写真のコピーは、公文書でないと回答したので、あるのを確認しているので出せ!」と主張している「写真のコピー」とは、過去に審査請求人自身が持参し、農林水産部阿南が差し戻そうとしたが、審査請求人が持ち帰りを拒否したため、手元に保管していたものであるが、本件請求の拒否決定通知後に、審査請求人が農林水産部阿南に来庁した際に、その存在を確認したものである。

審査請求人は自身が持参した持ち帰らなかった「写真のコピー」を農林水産部阿南が保有する個人情報であると主張するが、当該資料は農林水産部阿南が作成又は取得したものでないことから、拒否決定を行ったものである。

旧条例第15条第2号は、公文書が物理的に存在しない場合において、当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

審査請求人が開示を求めている個人情報は、作成、又は取得しておらず、文書が不存在である。

以上により、旧条例第20条第3項の規定に基づき本件処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報について不存在であると主張しているため、以下、当該個人情報が記録された公文書が存在するかについて検討を行うこととする。

(1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る個人情報開示請求書及び審査請求書の記述によると、本件請求に係る保有個人情報の内容は、令和〇年〇月〇日に電話回答した際の経緯経過が分かる関係書類及び令和〇年〇月〇日に次長が写真のコピーは公文書でないと回答したとされる当該写真のコピーに関するものであると解される。

(2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、「R〇. 〇/〇日 TEL回答」とは、審査請求人からの一方的な問合せについて、電話対応したものであり、何らかの対応や回答を約束した

ものではなく、この電話対応の内容に関して、新たに公文書を作成又は取得した事実はないとのことである。

イ 実施機関における公文書作成について、徳島県公文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）第5条に『原則として、意思決定に当たっては公文書を作成して行わなければならない。』と定められているが、実施機関が日常的に行う電話対応に関しては意思決定であるとまでは言えず、その記録を行う義務はない。

ウ また、審査請求人は、写真のコピーが存在するはずである旨主張しているが、実施機関によると、写真のコピーは、過去に審査請求人自身が持参し、南部総合県民局農林水産部〈阿南庁舎〉が差し戻そうとしたが、審査請求人が持ち帰りを拒否したため、手元に保管していたものであり、本件請求の拒否決定通知後に、審査請求人が農林水産部阿南に来庁した際にその存在を確認したものである、とのことであり、当審査会としては、当該写真のコピーは、南部総合県民局農林水産部〈阿南庁舎〉が作成し、又は取得し、かつ、その中に保有個人情報が含まれることを明確な根拠をもって疑うことはできず、審査請求人の主張は採用できない。

エ 以上により、本件請求に係る保有個人情報を作成、又は取得しておらず、文書が存在しないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和6年2月21日	諮問
同 年4月22日 第3部会（第8回）	審議
同 年5月21日 第3部会（第9回）	審議

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿

（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学大学院人間生活学 研究科教授	

竹 原 大 輔	弁護士	部会長
田 中 里 佳	公認会計士、税理士	